

令和4年度実施
大学機関別認証評価
評価報告書

島根大学

令和5年3月

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構

目次

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が実施した大学機関別認証評価について	i
I 認証評価結果.....	1
II 基準ごとの評価.....	2
領域1 教育研究上の基本組織に関する基準.....	2
領域2 内部質保証に関する基準.....	5
領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準	8
領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準.....	11
領域5 学生の受入に関する基準.....	13
領域6 教育課程と学習成果に関する基準	15
付録1 認証評価共通基礎データ及び別紙一覧	
付録2 根拠資料一覧	
付録3 新型コロナウイルス感染拡大の状況における大学の対応について	
自己評価書	

1. 令和4年度に機構が実施した大学機関別認証評価について

1 評価の目的

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）が、大学からの求めに応じて実施する、大学の教育研究活動等の総合的な状況に関する評価（以下「大学機関別認証評価」という。）の目的は以下のとおりです。

- ・ 大学の教育研究活動等の質を保証すること。
- ・ 大学それぞれの目的を踏まえて教育研究活動等の質の向上及び改善を促進し、個性を伸長すること。
- ・ 大学の教育研究活動等の状況について、社会の理解と支持が得られるよう支援すること。

2 評価の実施体制

評価を実施するにあたっては、国・公・私立大学の関係者及び社会、経済、文化等各方面の有識者からなる大学機関別認証評価委員会（以下「評価委員会」という。）の下に、個別の大学の評価を実施するために、評価対象大学の状況に応じた評価部会等を編成し、評価を実施しました。

評価部会等には、対象大学の組織形態、教育研究内容等の状況に応じた各分野の専門家及び有識者を評価担当者として配置しました。

3 評価プロセスの概要

※ 評価は、おおむね以下のようなプロセスにより実施しました。

※ 令和4年度における実地調査（訪問調査）は、教育現場の視察及び学習環境の状況の現地調査と、大学関係者（責任者）等との面談のオンライン調査を併せて実施し、評価委員会において、従前に実施してきた実地調査と同等の調査であることを確認しました。

（1）大学における自己評価

各大学は、「自己評価実施要項」に従って、自己評価を実施し、自己評価書を作成しました。

（2）機構における評価

① 大学評価基準に定められた基準ごとに、自己評価書の内容の分析及び必要な事項の確認（書面調査）並びに訪問による実地調査（訪問調査）を踏まえ、その基準を満たしているか否かの判断を行うとともに、その理由を明示しました。

② 教育課程と学習成果に関する基準については、各教育課程の状況を踏まえて各学部・研究科等としての教育研究活動等の状況について分析し、それぞれの基準を満たしているか否かを判断しました。

③ 「改善を要する点」が認められた基準については満たしていないものと判断しました。

④ すべての基準を満たしている場合、大学評価基準に適合していると判断しました。満たしていない基準があった場合、すべての基準に係る状況を総合的に勘案して、大学として相応しい教育研究活動等の質を確保している状況が確認できた場合には大学評価基準に

適合していると判断しました。

- ⑤ 評価結果においては、大学評価基準に適合しているか否かの判断に併せて、「優れた点」を明示し、「改善を要する点」を指摘しました。重点評価項目として位置づける内部質保証が優れて機能していると判断した場合には特に高く評価しました。

4 評価方法

評価は、書面調査及び訪問調査により実施しました。書面調査は、「評価実施手引書」に基づき、各大学が作成した自己評価書（根拠として提出された資料・データ等を含む。）の分析、及び機構が独自に調査・収集した資料・データ等に基づいて実施しました。訪問調査は、「訪問調査実施要項」に基づき、書面調査では確認できなかった事項等を中心に調査を実施しました。

5 評価のスケジュール

- (1) 機構は、令和3年6月に、国・公・私立大学の関係者に対し、大学機関別認証評価の仕組み、方法等について音声解説付き資料を用いて説明会を実施するとともに、自己評価担当者等に対し、自己評価書の記載等について同様の方法により研修会を実施しました。

また、令和3年9月までに申請した大学の求めに応じて、各大学の状況に即した自己評価書の作成に関する研修を実施しました。

- (2) 機構は、令和3年7月から9月にかけて申請を受け付け、最終的に以下の16大学の評価を実施しました。

○ 国立大学（9大学）

北海道教育大学、宇都宮大学、群馬大学、東京大学、福井大学、滋賀医科大学、島根大学、山口大学、香川大学

○ 公立大学（5大学）

秋田県立大学、東京都立大学、大阪府立大学、九州歯科大学、福岡女子大学

○ 私立大学（2大学）

日本社会事業大学、光産業創成大学院大学

- (3) 機構は、令和4年6月に、評価担当者が共通理解の下で公正、適切かつ円滑にその職務が遂行できるよう、大学評価の目的、内容及び方法等について評価担当者に対する研修を実施しました。

- (4) 機構は、令和4年6月末までに、対象大学から自己評価書の提出を受けました。

※ 自己評価書提出後の対象大学の評価は、次のとおり実施しました。

令和4年	
7月	書面調査の実施
8月	評価部会の開催（書面調査による分析結果の整理、訪問調査での確認事項及び訪問調査での役割分担の決定）
10月～11月	訪問調査の実施（書面調査では確認できなかった事項等を中心に対象大学の状況を調査）
令和5年	
1月	評価部会の開催（評価結果（原案）の作成）

(5) 機構は、これらの調査結果を踏まえ、令和5年1月に評価委員会で評価結果（案）を決定しました。

(6) 機構は、対象大学に対して評価結果（案）に対する意見の申立ての機会を設け、令和5年3月の評価委員会での審議を経て最終的な評価結果を確定しました。

6 評価結果

令和4年度に認証評価を実施した16大学のすべてが、機構の定める大学評価基準に適合しているとの評価結果となりました。

7 評価結果の公表

評価結果は、対象大学及びその設置者に提供するとともに、文部科学大臣に報告します。また、対象大学ごとに「令和4年度実施大学機関別認証評価 評価報告書」として、ウェブサイト (<https://www.niad.ac.jp/>) への掲載等により、広く社会に公表します。

8 大学機関別認証評価委員会委員及び専門委員（令和5年3月現在）

(1) 大学機関別認証評価委員会

アリソン・ビール	オックスフォード大学日本事務所代表
及川良一	大学入試センター参与
片峰茂	長崎市立病院機構理事長
片山英治	野村證券株式会社金融公共公益法人部主任研究員
川嶋太津夫	大阪大学スチューデント・ライフサイクルサポートセンター 特任教授（常勤）・センター長
後藤ひとみ	北海道教育大学理事
近藤倫明	北九州市立大学特任教授
清水一彦	山梨大学理事・副学長
鈴木志津枝	兵庫医科大学教授
高島忠義	愛知県立大学名誉教授
高田邦昭	群馬県公立大学法人理事長
高橋裕子	津田塾大学長
土屋俊	大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
戸田山和久	名古屋大学教授
中根正義	芝浦工業大学柏中学高等学校長
根本武	アクセンチュア株式会社 ビジネス コンサルティング本部 マネジング・ディレクター
○ 日比谷潤子	聖心女子学院常務理事
前田早苗	千葉大学名誉教授
松本美奈	Qラボ代表理事、ジャーナリスト、上智大学特任教授
光田好孝	大学改革支援・学位授与機構教授

山内	進	一橋大学名誉教授
山口	宏樹	大学入試センター理事長
山本	健慈	国立大学協会参与
吉田	文	早稲田大学教授
◎山極	壽一	人間文化研究機構総合地球環境学研究所長

※ ◎は委員長、○は副委員長

(2) 大学機関別認証評価委員会運営小委員会

高田	邦昭	群馬県公立大学法人理事長
片峰	茂	長崎市立病院機構理事長
高島	忠義	愛知県立大学名誉教授
山本	健慈	国立大学協会参与
川嶋	太津夫	大阪大学スチューデント・ライフサイクルサポートセンター 特任教授(常勤)・センター長
◎土屋	俊	大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
光田	好孝	大学改革支援・学位授与機構教授
戸田山	和久	名古屋大学教授

※ ◎は主査

(3) 大学機関別認証評価委員会評価部会

(第1部会)

アリソン・ビール		オックスフォード大学日本事務所代表
阿波賀	邦夫	名古屋大学教授
片山	英治	野村證券株式会社金融公共公益法人部主任研究員
後藤	ひとみ	北海道教育大学理事
近藤	倫明	北九州市立大学特任教授
下田	憲雄	大分大学学長特命補佐
白石	小百合	横浜市立大学教授
◎高田	邦昭	群馬県公立大学法人理事長
竹内	啓博	公認会計士、税理士
土川	覚	名古屋大学教授
土屋	俊	大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
寺澤	良雄	公認会計士
徳久	剛史	介護老人保健施設純恵の郷・施設長
戸田山	和久	名古屋大学教授
奈良間	美保	京都橘大学教授
原田	信志	熊本大学名誉教授
光田	好孝	大学改革支援・学位授与機構教授
三矢	麻理子	公認会計士
湯川	嘉津美	上智大学教授
横田	光広	宮崎大学教授

横山知行 新潟大学教授

(第2部会)

◎片峰茂 長崎市立病院機構理事長
片山英治 野村證券株式会社金融公共公益法人部主任研究員
清水美憲 筑波大学教授
竹内啓博 公認会計士、税理士
棚橋健治 広島大学副学長
谷口功 国立高等専門学校機構理事長
土屋俊 大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
寺澤良雄 公認会計士
戸田山和久 名古屋大学教授
奈良間美保 京都橘大学教授
深見公雄 放送大学高知学習センター所長
松原仁 東京大学教授
三浦浩喜 福島大学長
光田好孝 大学改革支援・学位授与機構教授
三矢麻理子 公認会計士
山下一夫 鳴門教育大学参与
横矢直和 奈良先端科学技術大学院大学名誉教授

(第3部会)

石田朋靖 高崎健康福祉大学長
大谷順 熊本大学理事・副学長
小川宣子 中部大学客員教授
片山英治 野村證券株式会社金融公共公益法人部主任研究員
加藤映子 大阪女学院大学長
齋藤一弥 筑波大学教授
佐藤信行 中央大学教授
佐藤之彦 千葉大学教授
◎高島忠義 愛知県立大学名誉教授
竹内啓博 公認会計士、税理士
土屋俊 大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
寺澤良雄 公認会計士
戸田山和久 名古屋大学教授
西村伸一 岡山大学教授
藤田佐和 高知県立大学教授
光田好孝 大学改革支援・学位授与機構教授
三矢麻理子 公認会計士
山内進 一橋大学名誉教授
山岡洋 桜美林大学教授

山 中 正 紀	北海道千歳リハビリテーション大学教授
吉 井 昌 彦	神戸大学教授
米 村 千 代	千葉大学教授

(第4部会)

位 田 隆 一	国立大学協会専務理事
尾 家 祐 二	九州工業大学名誉教授
片 山 英 治	野村證券株式会社金融公共公益法人部主任研究員
塩 田 浩 平	京都大学名誉教授、滋賀医科大学名誉教授
高 野 和 良	九州大学教授
竹 内 啓 博	公認会計士、税理士
田 邊 政 裕	千葉大学名誉教授
土 屋 俊	大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
寺 澤 良 雄	公認会計士
戸田山 和 久	名古屋大学教授
前 田 健 康	新潟大学教授
光 田 好 孝	大学改革支援・学位授与機構教授
三 矢 麻理子	公認会計士
◎ 山 本 健 慈	国立大学協会参与

※ ◎は部会長

(4) 大学機関別認証評価委員会内部質保証専門部会

浅 野 茂	山形大学教授
◎ 川 嶋 太津夫	大阪大学スチューデント・ライフサイクルサポートセンター 特任教授(常勤)・センター長
小 湊 卓 夫	九州大学准教授
洪 井 進	大学改革支援・学位授与機構教授
寫 田 敏 行	茨城大学教授
末 次 剛健志	有明工業高等専門学校総務課長
高 橋 哲 也	大阪公立大学副学長
土 屋 俊	大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
戸田山 和 久	名古屋大学教授
○ 新 田 早 苗	琉球大学後援財団常務理事
林 隆 之	政策研究大学院大学教授
前 田 早 苗	千葉大学名誉教授
光 田 好 孝	大学改革支援・学位授与機構教授
毛 内 嘉 威	秋田公立美術大学理事・副学長
森 利 枝	大学改革支援・学位授与機構教授

※ ◎は部会長、○は副部会長

2. 評価結果について

「Ⅰ 認証評価結果」

「Ⅰ 認証評価結果」では、評価対象大学の教育研究等の総合的な状況が機構の定める大学評価基準に適合しているか否かを判断し、その旨及び判断の理由を記述しています。加えて、重点評価項目として位置付ける基準2-3において、内部質保証が優れて機能していると判断した場合には、その旨及び判断の理由として、「内部質保証が優れて機能している点」を記述しています。

大学評価基準の判断については、基準1-1から基準6-8の27基準すべてを満たしている場合には、大学評価基準に適合しているとし、27基準のうち、満たしていないものがあつた場合には、すべての基準に係る状況を総合的に勘案して、大学として相応しい教育研究活動等の質を確保している状況を確認の上、満たしているか否かの判断をし、その旨及び「改善を要する点」を記述しています。

ただし、重点評価項目として位置付ける基準2-1又は基準2-2を満たしていない場合には、大学評価基準に適合していないと判断し、その旨及び「改善を要する点」を記述しています。

また、上記結果と併せて、対象大学の目的に照らして、「優れた点」についても、記述していません。

「Ⅱ 基準ごとの評価」

「Ⅱ 基準ごとの評価」では、基準1-1から基準6-8において、当該基準を満たしているか否かの「評価結果」、「評価結果の根拠・理由」を記述しています。なお、当該基準を満たしていない場合には、「改善を要する点」を記述しています。

「Ⅲ 意見の申立て及びその対応」

「Ⅲ 意見の申立て及びその対応」では、評価結果の確定前に対象大学に通知した評価結果（案）に対しての意見の申立ての内容を転載するとともに、その対応を記述しています。なお、意見の申立てがない場合には、記載はありません。

※ 対象大学ごとの評価結果における用字用語の選択は、社会からの理解と支持が得られるよう支援する観点から、機構による評価結果における一貫性を重視して行っているため、大学固有の表現と一致しない場合があります。

I 認証評価結果

島根大学の教育研究等の総合的な状況は、大学改革支援・学位授与機構が定める大学評価基準に適合している。

【判断の理由】

大学評価基準を構成する 27 の基準をすべて満たしている。

(第三者による評価結果の活用について)

基準 6-1 から 6-8 までの各基準に係る教育課程と学習成果の状況を分析するにあたり、法文学部、教育学部、人間科学部、医学部、総合理工学部、生物資源科学部、医学系研究科について、国立大学法人等の第 3 期中期目標期間における教育研究の状況の評価（4 年目終了時）の結果をもって各基準の自己評価に代えている。これらの評価結果について、認証評価委員会は、信頼できる第三者評価機関が領域 6 の各基準の内容を含めて評価したものであると認めている。

(新型コロナウイルス感染拡大の状況における大学の対応について)

令和 4 年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、学年当初から通常とは異なる状況の中での教育活動が必要となったと推察される。大学に対してその状況について報告を求めたところ、付録 3 のとおり取り組んでいることを認めた。

II 基準ごとの評価

領域1 教育研究上の基本組織に関する基準

基準1-1 教育研究上の基本組織が、大学等の目的に照らして適切に構成されていること

【評価結果】 基準1-1を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

大学及びそれぞれの組織の目的を達成するために、以下の6学部及び4研究科を置いている。

[学士課程]

- ・法文学部（3学科：法経学科、社会文化学科、言語文化学科）
- ・教育学部（1課程：学校教育課程）
- ・人間科学部（1学科：人間科学科）
- ・医学部（2学科：医学科、看護学科）
- ・総合理工学部（7学科：物理・マテリアル工学科、物質化学科、地球科学科、数理科学科、知能情報デザイン学科、機械・電気電子工学科、建築デザイン学科）
- ・生物資源科学部（3学科：生命科学科、農林生産学科、環境共生科学科）

[大学院課程]

- ・人間社会科学研究科（修士課程2専攻：社会創成専攻、臨床心理学専攻）
- ・教育学研究科（専門職学位課程1専攻：教育実践開発専攻）
- ・医学系研究科（博士課程1専攻：医科学専攻、修士課程1専攻：医科学専攻、博士前期課程1専攻：看護学専攻、博士後期課程1専攻：看護学専攻）
- ・自然科学研究科（博士前期課程3専攻：理工学専攻、環境システム科学専攻、農生命科学専攻、博士後期課程1専攻：創成理工学専攻）

平成29年度に地域社会で生活する人々の心と体についてその仕組みを共感的かつ客観的に深く理解し、人々がその人らしく生きていけるよう支えることができる地域実践力を身につけた人材を育成するため、人間科学部を設置している。

平成30年度に専攻分野における確かな専門知識や技術、超スマート社会で主体的な役割を担うための情報技術力、外国語によるコミュニケーション力とグローバルな感性、柔軟な発想力を持って、科学・技術の発展と持続可能な社会の実現に俯瞰的・総合的視点から寄与できる創造性豊かな高度技術者・研究者及びグローバルな視野を持って地域社会の発展に貢献できる人材を養成するため、自然科学研究科を設置している。

平成30年度に理学と工学の確かな基礎知識や技術、コミュニケーション力、俯瞰的・総合的視野と柔軟な発想力を持って、科学・技術の発展や持続可能な社会の実現に寄与できる創造性豊かな人材及び地域社会の発展に貢献できる人材を養成するため、総合理工学部を改組している。

平成30年度に生命科学、農林生産、食料、農業経営・経済、生態環境に関する幅広い知識と、生物資源を有効に利活用できる技術や知識、さらに生態環境を総合的に保全・管理するための知識と技術を有し、国際的視野に立って、これらを活用した産業・地方自治体に貢献できる人材を育成

するため、生物資源科学部を改組している。

令和2年度に自然科学研究科博士前期課程で身につけた専門知識と幅広い学問分野の基礎知識を基に、自らの専門分野における能力をさらに磨き高めるとともに広い視野を身につけることにより、極めて高度な専門知識と技能、秀でた創造力と独創性を持って新たな科学・技術を創成し、持続可能な地域社会、国際社会の実現に寄与する人材を養成するため、自然科学研究科博士後期課程創成理工学専攻を設置している。

令和3年度に各領域の専門的知識・学術的理論・研究方法・専門的技能に基づき、地域及び現代社会の諸問題に対して、人間と社会の両面からアプローチし、人文科学・社会科学に自然科学をも加えた幅広い学際的な視点に立って、問題解決に取り組める人を養成するため、また、多様性を持った人間がその多様性を尊重されて共生し、一人一人がその人らしく生きることができる未来社会の創成を先導していける高度専門職業人及び知識基盤社会を支える高度で知的な素養のある人を養成するため、人間社会科学研究科社会創成専攻を設置している。

令和3年度に常に教育目標（養成像）を探究・共有し、山陰地域の学校教育現場が有する教育課題に対応することができる高い総合力を有した「学び続ける教師」「スクールリーダー」を養成するため、教育学研究科を現行の教育実践開発専攻（教職大学院）と臨床心理専攻（修士課程）の2専攻体制から、教育実践開発専攻（教職大学院）のみの1専攻体制に改組している。

基準1-2 教育研究活動等の展開に必要な教員が適切に配置されていること

【評価結果】 基準1-2を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

教員数は、認証評価共通基礎データ様式1のとおり、大学設置基準等各設置基準に定められた必要教員数以上が配置されている。

教員の年齢及び性別の構成は、別紙様式1-2-2のとおり、著しく偏っていない。なお、一部の学部、研究科において女性教員の比率が低い状態にある。

基準1-3 教育研究活動等を展開する上で、必要な運営体制が適切に整備され機能していること

【評価結果】 基準1-3を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

教員は、学術研究院において、人文社会科学系、教育学系、人間科学系、医学・看護学系、理工学系、環境システム科学系、農生命科学系、教育研究推進学系、機能強化推進学系に所属し、専門性に応じて学士課程、大学院課程の教育に従事している。

教育研究に係る責任者として、学術研究院については学術研究院長、各学系については学系長、各学部には学部長、研究科については研究科長を置いている。

教育活動に係る事項を審議する組織として、各学部には教授会を、研究科には研究科教授会を置いている。

各学部の教授会は、当該学部の規程によって定められた教授等から構成され、学校教育法第 93 条に規定される事項等を審議している。各研究科の教授会は、当該研究科の規程によって定められた教授等から構成され、学校教育法第 93 条に規定される事項等を審議している。医学系研究科の各委員会及び自然科学研究科代議員会は、当該研究科教授会から付託され、規程によって定められた事項を審議している。各教授会等は、令和 3 年度には、別紙様式 1 - 3 - 2 のとおり開催されている。

教育研究評議会は、学長、常勤の理事、副学長のうちから学長が指名する者、各学部長、人間社会科学研究科長、自然科学研究科長、医学部附属病院長、その他教育研究評議会が定めるところにより学長が指名する教授 15 名以内から構成され、教育研究に関する重要事項を全学的見地から審議している。令和 3 年度には、別紙様式 1 - 3 - 3 のとおり開催されている。

領域 2 内部質保証に関する基準

基準 2-1 【重点評価項目】内部質保証に係る体制が明確に規定されていること

【評価結果】 基準 2-1 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

機関別内部質保証体制は以下のように整備されている。

学長を統括責任者とし、教育・学生支援を担当する副学長、大学経営・財務を担当する理事、各学部長、研究科長を自己点検・評価の責任者、教育・学生支援を担当する副学長、大学経営・財務担当を担当する理事、各学部長、研究科長をそれぞれの領域における改善及び向上活動の責任者としている。この体制における中核的な審議機関は教育研究評議会であり、その役割分担は内部質保証に関する規程に明確に定めている。中核的な審議機関である教育研究評議会は、内部質保証体制を機能させるために情報を共有する必要がある学長、常勤の理事、副学長のうちから学長が指名する者、各学部長、人間社会科学研究科長、自然科学研究科長、医学部附属病院長、その他教育研究評議会が定めるところにより学長が指名する教授 15 名以内によって構成している。

それぞれの教育研究上の基本組織によって、すべての教育課程の質保証に責任をもつ体制を以下のように整備している。

法文学部においては、法文学部長を責任者としてその質保証を行っている。

教育学部においては、教育学部長を責任者としてその質保証を行っている。

人間科学部においては、人間科学部長を責任者としてその質保証を行っている。

医学部においては、医学部長を責任者としてその質保証を行っている。

総合理工学部においては、総合理工学部長を責任者としてその質保証を行っている。

生物資源科学部においては、生物資源科学部長を責任者としてその質保証を行っている。

人間社会科学研究科においては、人間社会科学研究科長を責任者としてその質保証を行っている。

教育学研究科においては、教育学研究科長を責任者としてその質保証を行っている。

医学系研究科においては、医学系研究科長を責任者としてその質保証を行っている。

自然科学研究科においては、自然科学研究科長を責任者としてその質保証を行っている。

施設設備に関する内部質保証体制は、以下のように整備している。

施設及び設備については、その全般、学習環境、情報設備、附属図書館について大学経営・財務担当理事を責任者として施設・設備整備委員会が質保証を行っている。また、施設・設備整備委員会の下に、情報設備については I C T 環境整備専門委員会が、附属図書館については附属図書館整備専門委員会が、研究設備については研究設備整備専門委員会が、専門的な調査・審議を行うために置かれている。その役割は、内部質保証に関する規程並びに施設・設備整備委員会規程によって定めている。

学生支援に関する内部質保証体制は、以下のように整備している。

学生支援については、学生の就職支援、留学生の支援、その他の学生支援について、教育・学生支援を担当する副学長を責任者として学生支援委員会が質保証を行っている。その役割は、内部質保証に関する規程並びに学生支援委員会規程によって定めている。

学生受入に関する内部質保証体制は、以下のように整備している。

入学者選抜の在り方及び入学者選抜方法等の策定、実施、検証については、教育・学生支援を担当する副学長を責任者として入学者受入委員会が質保証を行っている。その分担は、内部質保証に関する規程並びに入学者受入委員会規程によって定めている。

基準 2-2 【重点評価項目】 内部質保証のための手順が明確に規定されていること

【評価結果】 基準 2-2 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

学位授与方針が大学等の目的に則して定められていること、教育課程方針が大学等の目的及び学位授与方針と整合性をもって定められていること、学習成果の達成が授与する学位に相応しい水準になっていることを内部質保証体制において、教育課程に関する推進責任者が教育課程ごとに確認するとともに、教学マネジメント委員会が確認することを内部質保証に関する規程及び教学マネジメント方針に定めている。

同様に、すべての教育課程ごとに、基準 6-3 から基準 6-8 に照らした判断を行うことをアセスメントプランに定めている。

また、施設設備、学生支援、学生受入についても同様に、内部質保証に関する規程に定めている。

関係者（学生、卒業（修了）生等）からの意見聴取については、教育における内部質保証のための関係者からの意見聴取に関する申し合せを定め、定期的実施することとしている。在学生及び卒業（修了）予定者からは各学年とも年 1 回、卒業生（修了生）からは年 1 回程度、卒業生（修了生）の雇用主からは 5 年に 1 回程度実施することとしている。

機関別内部質保証体制において共有、確認された自己点検・評価結果を踏まえた対応措置について検討、立案、提案する手順、承認された対応措置の計画を実施する手順及びその進捗を確認する手順は、すべての場合について、内部質保証に関する規程に定めている。教育研究評議会が対応措置を決定するとともに、改善が必要と認められるものについては、各推進責任者に改善方策及び改善計画の策定及び実施を要請する。教育課程については教学マネジメント委員会が、施設設備については施設・設備整備委員会が、学生支援については学生支援委員会、学生受入については入学者受入委員会が検討、立案、提案するとともに、その実施を行い、その実施状況を教育研究評議会に報告する。

基準 2-3 【重点評価項目】 内部質保証が有効に機能していること

【評価結果】 基準 2-3 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

これまでの様々な評価結果に加えて、大学評価基準に則して自己点検・評価を行って課題点を抽出しており、自己点検・評価とそれに基づく改善及び向上の取組は別紙様式 2-3-1 のとおり実施され、その全てが対応済みである。

基準 2-4 教育研究上の基本組織の新設や変更等重要な見直しを行うにあたり、大学としての適切性等に関する検証が行われる仕組みを有していること

【評価結果】 基準 2-4 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

学部又は研究科その他教育研究上の組織の新設・改廃等の重要な見直しは、関係する組織の協力を得て、学長室のもとに置く大学戦略企画会議で検証を行ったのち、教育研究評議会及び役員会で審議を行うと、内部質保証に関する規程にて定めている。

基準 2-5 組織的に、教員の質及び教育研究活動を支援又は補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること

【評価結果】 基準 2-5 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

教員の採用及び昇格等にあたって、各学系等教員選考基準、各学系等教員昇任基準、教員業績評価基準、教員業績評価に関する規程等を定め、書類審査、模擬授業、面接、講演、プレゼン等を評価して、別紙様式 2-5-1 のとおり教員を採用・昇任させている。

教員業績評価に関する規程及び教員業績評価基準を策定し、別紙様式 2-5-2 のとおり教員の教育活動、研究活動及びその他の活動に関する評価を継続的に実施している。

教員業績評価に関する規程及び教員業績評価基準に基づき、人事の適正化に活用するとともに、昇給区分及び勤勉手当における勤務成績の区分の決定を行うなど、別紙様式 2-5-3 のとおり評価結果を教員の処遇等に反映している。

授業の内容及び方法の改善を図るため、別紙様式 2-5-4 のとおり、授業改善のための研修、FDセミナー、ハイフレックス型授業の練習会等を組織的に実施している。

教育活動を展開するため、別紙様式 2-5-5 のとおり教務関係や厚生補導等を担う職員、教育活動の支援や補助等を行う職員、図書館の業務に従事する職員を配置し、活用している。

教育支援者、教育補助者の質の維持・向上のため、別紙様式 2-5-6 のとおり、TA研修会、教職員英語研修、職員対象研修「障がい学生支援について」、技術職員組織マネジメント研修、性の多様性についてのSD研修会、松江キャンパス教職員対象研修「With コロナでの心と体の維持について」を実施し、必要な質の維持、向上を図る取組を組織的に実施している。

領域 3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準

基準 3-1 財務運営が大学等の目的に照らして適切であること

【評価結果】 基準 3-1 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

国立大学法人法等関係法令に基づき、財務諸表並びに事業報告書、決算報告書並びに監査報告書及び会計監査報告書を作成し、文部科学大臣に提出され、財務諸表の承認を受けている。

また、別紙様式 3-1-2 のとおり、教育研究活動に必要な予算を配分し、経費を執行している。

基準 3-2 管理運営のための体制が明確に規定され、機能していること

【評価結果】 基準 3-2 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

管理運営のために、役員会、教育研究評議会、経営協議会を設置している。

役員会は、学長、理事により構成され、国立大学法人法第 11 条第 3 項各号に掲げる事項を審議している。

経営協議会は、学長、学長が指名する理事及び職員、法人の役員又は職員以外の者で教育、報道、医療、経済・産業、自治体等の各分野の有識者であり、かつ、大学に関し広くかつ高い識見を有するものにより構成され、法人の経営に関する重要事項を審議している。

法令遵守に係る取組及び危機管理に係る取組については、別紙様式 3-2-2 のとおり、体制を整備している。

情報公開、個人情報保護、公益通報者保護、ハラスメント防止、安全保障輸出管理、生命倫理、動物実験の法令遵守事項について規定し、責任・実施体制を整備している。情報公開及び公益通報者保護は総務部総務課、個人情報保護は総務部情報推進課、ハラスメント防止は総務部人事労務課、安全保障輸出管理は研究・地方創生部研究推進課及び企画部国際課、生命倫理は研究・地方創生部研究推進課及び医学部事務部、動物実験は研究・地方創生部研究推進課が責任部署となっている。

危機管理として、防火・防災、情報セキュリティ、研究費等不正使用及び研究活動に係る不正行為防止、学生危機対応について規定し、責任・実施体制を整備している。防火・防災は財務部施設企画課、情報セキュリティは総務部情報推進課、研究費等不正使用及び研究活動に係る不正行為防止は公的研究費等不正防止計画推進委員会（財務部財務課）及び研究・地方創生部研究推進課、学生危機対応は総務部総務課及び教育・学生支援部学生支援課が責任部署となっている。

基準 3-3 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること

【評価結果】 基準 3-3 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

事務組織規則に基づき、事務組織を設置している。理事又は副学長の下に、担当する企画部、研究・地方創生部、教育・学生支援部、総務部、財務部の5部と合わせて14課があり、松江地区学部等事務部と医学部事務部も置かれている。各課には業務内容に応じた人数の常勤職員と非常勤職員が配置されていて、円滑な管理運営のための体制が整備されている。

別紙様式3-3-1のとおり、常勤421人、非常勤472人を配置している。

基準3-4 教員と事務職員等との役割分担が適切であり、これらの者の間の連携体制が確保され、能力を向上させる取組が実施されていること

【評価結果】 基準3-4を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

別紙様式3-4-1のとおり、教員及び事務職員等が教学マネジメント委員会、学生支援委員会、入学者受入委員会、利益相反マネジメント委員会、安全衛生委員会、ハラスメント対応委員会等の構成員として協働して意思決定に参加している。

管理運営に従事する教職員の能力の質の向上に寄与するため、別紙様式3-4-2のとおり、大学独自にハラスメント防止研修(78人参加)、ITリテラシー研修(78人参加)、役員・管理職員研修(33人参加)、女性職員キャリアアップセミナー(20人参加)等を実施している。

基準3-5 財務及び管理運営に関する内部統制及び監査の体制が機能していること

【評価結果】 基準3-5を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

国立大学法人法に基づき、監事2人(常勤1人、非常勤1人)を置いている。監事は、監事監査規程に基づき、監査計画を作成の上、定期監査及び臨時監査を実施し、監査項目ごとに適宜、学長に報告を行っている。

会計監査人による監査については、文部科学大臣が選任した会計監査人により実施している。

内部監査については、他の部門から独立した監査室が、内部監査規程に基づき、財産の保全及び経営効率の向上を図り法人の運営諸活動の遂行状況を適法性と妥当性の観点から公正かつ客観的な立場で検討・評価し、助言・提言等を行うことにより、業務の効率化・活性化を図り、法人の健全な発展に資することを目的とし、業務監査及び会計監査を行っている。監査室長は、年度監査計画書に基づき監査実施計画書を作成し、監査終了後は、内部監査報告書を作成し、学長に報告している。

監事、会計監査人、監査室は、学長との意見交換会を開催し、法人運営の状況、全学的視点からの監査上のリスク等についてディスカッションを行うとともに、監査内容、監査結果等について意見交換を行い、情報共有や相互連携を図っている。

基準 3-6 大学の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること

【評価結果】 基準 3-6 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

法令等が公表を求める事項を、別紙様式 3-6-1 のとおり公表している。

領域 4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準

基準 4-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること

【評価結果】 基準 4-1 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

松江キャンパス（松江市西川津町）、出雲キャンパス（出雲市塩治町）の 2 キャンパスを有し、その校地面積は計 352,068 m²、校舎等の施設面積は計 143,774 m²であり、大学設置基準に定められた必要校地・校舎面積以上が確保されている。

また、各キャンパス等での教育の実施状況については、別紙様式 4-1-1 のとおりであり、図書館については、平日夜間の開館に加え、土日も開館をしており、総合情報処理センターについても平日夜間まで開館し、また、社会人学生等に配慮するため、平日夜間及びその他特定の時期又は時間に授業を設定するなど、学生の履修を保障している。

法令が定める附属施設については、別紙様式 4-1-2 のとおり、医学部においては附属病院、教育学部においては附属幼稚園、附属義務教育学校、生物資源科学部においては附属農場（附属生物資源教育研究センター）、附属演習林（附属生物資源教育研究センター）を設置している。

別紙様式 4-1-3 のとおり、施設・設備における安全性について、配慮している。松江キャンパスと出雲キャンパスの耐震化率は、それぞれ 100% である。バリアフリー化については、出入口へのスロープの設置、身障者用トイレの整備を行うなど、配慮しているが、誘導ブロックの整備が遅れており、改善に向けて検討している。安全防犯面については、防犯カメラ、街灯の設置等を行うなど、配慮している。

I C T 環境については、学内ネットワーク等を整備し、活用している。

附属図書館については、本館を松江キャンパスに、医学図書館を出雲キャンパス内に設置しており、延面積 8,645 m²（松江キャンパス 6,826 m²、出雲キャンパス 1,819 m²）、閲覧座席数は 771 席（松江キャンパス 553 席、出雲キャンパス 218 席）である。平日は松江キャンパスは 8 時 30 分から 21 時 30 分まで、出雲キャンパスは 9 時から 20 時まで開館している。令和 4 年 5 月 1 日現在の蔵書数は、図書 980,503 冊、学術雑誌 14,360 種、電子ジャーナル 7,205 種である。

自主的学習環境については、別紙様式 4-1-6 のとおり、学生自習室、アクティブラーニングルーム、グループ学習室、大学院生室等が整備され、利用されている。各棟の学部学生ごとに使用可能な教室、セミナー室、学生自習室、アクティブラーニングルーム、大学院生室、グループワークステーション等が用意されており、授業が終わる 18 時 30 分以降にも使用できるよう利用時間が 21 時や 22 時までの部屋が複数ある。

基準 4-2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること

【評価結果】 基準 4-2 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

学生の生活、健康、就職等進路に関する相談・助言体制として、学生相談室、医学部学生相談室、保健管理センター、障がい学生支援室、大学教育センターを設置し、別紙様式4-2-1のとおり対応している。各種ハラスメントに関しては、ハラスメント対策規程等に基づき、ハラスメント防止委員会及びハラスメント相談員が相談窓口となり、学生支援センターや各学部等と連携しハラスメント防止・対策に関する方針の周知、啓発や研修・講習等に関する措置を講じるほか、ハラスメント等に関する相談に対応している。

145 団体が課外活動を行っており、そのための施設として、別紙様式4-2-2のとおり、運動施設、課外活動共用施設等を整備し、運営資金援助、備品貸与等を行っている。

留学生への生活支援等は、国際センター、外国語教育センター、国際課を設置し、留学生の生活支援対応のためのチューターを配置するなど、別紙様式4-2-3のとおり体制を整備している。

障害のある学生への生活支援等は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第9条第1項の規定に基づき対応要領を定め、別紙様式4-2-4のとおり、島根大学障がい学生修学支援委員会の設置や、障がい学生支援室等を整備し、学生の修学及び学生生活等の支援計画の策定、入学前相談等を行っている。

学生に対する経済面での援助は、別紙様式4-2-5のとおり、大学独自の奨学金制度を活用するとともに、入学料及び授業料の免除や、寄宿舍の整備等を行っている。

領域5 学生の受入に関する基準

基準5-1 学生受入方針が明確に定められていること

【評価結果】 基準5-1を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

学生受入方針については、すべての学部・研究科において「求める学生像」及び「入学者選抜の基本方針」の双方が明示されている。

基準5-2 学生の受入が適切に実施されていること

【評価結果】 基準5-2を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

学生受入方針に沿った学生を確保するために、別紙様式5-2-1のとおり入試を行っている。実施体制については、入学者受入委員会を置くとともに、大学教育センターを設置している。

学生受入方針に沿った入学者選抜の実施方法等に係る点検・評価及び改善を図るため、入学者受入委員会等で検証・改善等を行っている。具体的には、令和3年度入学者選抜試験から、一部の学部を除き、「学力の3要素」（「知識・技能」「思考力・判断力・表現力等」「主体的に学習に取り組む態度」）を踏まえつつ、学生受入方針に沿って、大学での学びに必要な特定の領域・事象に対する強い知的的好奇心と探究心を重視した育成型・総合型選抜である「へるん入試」を実施する等の改善を行っている。

基準5-3 実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること

【評価結果】 基準5-3を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

平成30年度から令和4年度の5年間の入学定員に対する実入学者数の比率の平均は、次のとおりである。

[学士課程]

- ・法文学部：1.05倍
- ・教育学部：1.06倍
- ・人間科学部：1.05倍
- ・医学部：1.01倍
- ・総合理工学部：1.03倍
- ・生物資源科学部：1.04倍

[修士課程]

- ・人間社会科学研究科：1.10倍（令和3年度開設）

- ・医学系研究科（医科学）：0.87 倍

[博士課程]

- ・医学系研究科（医科学）：1.04 倍

[博士前期課程]

- ・医学系研究科（看護学）：0.78 倍

- ・自然科学研究科：0.94 倍

[博士後期課程]

- ・医学系研究科（看護学）：0.8 倍

- ・自然科学研究科：0.60 倍（令和2年度開設）

[専門職学位課程]

- ・教育学研究科：1.03 倍

自然科学研究科博士後期課程において、実入学者数が入学定員を大幅に下回っている。なお、自然科学研究科博士後期課程は、令和2年度に設置されたため、令和2年度から令和4年度の比率の平均を算出している。

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること

【評価結果】 基準6-1を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた国立大学法人等の第3期中期目標期間における教育研究の状況の評価（4年目終了時）の学部・研究科等の教育に関する現況分析結果（以下「現況分析結果」という。）を含め、分析した結果、以下のとおりである。

すべての学部・研究科において、学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定している。

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること

【評価結果】 基準6-2を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた現況分析結果を含め、分析した結果、以下のとおりである。

すべての学部・研究科において、教育課程方針に学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示しており、教育課程方針が学位授与方針と整合性を有している。

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること

【評価結果】 基準6-3を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた現況分析結果を含め、分析した結果、以下のとおりである。

すべての学部・研究科において、教育課程の編成が、体系性を有しており、授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっている。

他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定においては、認定に関する規定を法令に従い学則及び大学院学則で定めている。

大学院課程のすべての研究科において、学位論文の作成等に係る指導に関し、指導教員を定めるなど明確な指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしている。

専門職学位課程として、教育学研究科を設置しており、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用している。

基準 6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること

【評価結果】 基準 6-4 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた現況分析結果を含め、分析した結果、以下のとおりである。

大学として、1年間の授業を行う期間が原則として 35 週にわたるものとなっており、各学部・研究科において、各科目（1 コマ 100 分）の授業期間は原則として 14 週にわたるものとなっている。

すべての学部・研究科の授業科目において、適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対してシラバスによって明示されている。

すべての学部・研究科において、教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当している。なお、人間社会科学研究科、教育学研究科及び自然科学研究科における状況は、別紙様式 6-4-4 のとおりである。

教職大学院として、教育学研究科を設置しており、履修登録の上限設定の制度（CAP 制度）を適切に設けている。

教職大学院を設置しており、連携協力校を確保している。

基準 6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること

【評価結果】 基準 6-5 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた現況分析結果を含め、分析した結果、以下のとおりである。

すべての学部・研究科において、次のとおり履修指導、支援を行っている。

学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言を行っている。

学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援を行っている。

社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施している。

障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えている。

なお、人間社会科学研究科、教育学研究科、医学系研究科における状況は、別紙様式 6-5-1、6-5-2、6-5-3、6-5-4 のとおりである。

基準 6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること

【評価結果】 基準 6-6 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた現況分析結果を含め、分析した結果、以下のとおりである。

成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、大学として策定し、学生に周知している。

すべての学部・研究科において、成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認している。

すべての学部・研究科において、成績に対する異議申立て制度を組織的に設けている。なお、自己評価書提出時点では、一部の学部・研究科において成績に対する異議申立て制度の規程が不十分であったが、令和4年11月までに規程を整備し、すべての学部・研究科において成績の異議申立てに関する対応が規定されている。

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業（修了）判定が実施されていること

【評価結果】 基準6-7を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた現況分析結果を含め、分析した結果、以下のとおりである。

すべての学部・研究科において、大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業（修了）要件を組織的に策定し、学生に周知している。

大学院教育課程の各研究科においては、学位論文評価基準を組織として策定し、学生に周知している。

すべての学部・研究科における卒業（修了）の認定を、策定した要件に則して組織的に実施している。

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること

【評価結果】 基準6-8を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた現況分析結果を含め、分析した結果、以下のとおりである。

過去5年における標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率は、別紙様式6-8-1のとおり、教育学研究科及び自然科学研究科における資格の取得状況は、根拠資料6-8-1-(01)のとおり、就職及び進学の様子は、別紙様式6-8-2のとおりであり、すべての学部・研究科について、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にある。

教育学研究科について、修了時の学生からの意見聴取の結果によれば、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られている。